

岡山県エルピーガス保安センターは 不当な整理解雇を撤回せよ！

親会社県LPガス協会と併せ不当労働行為救済申立

突然の会社解散、全員整理解雇通告

岡山市にある岡山県エルピーガス保安センター（液化石油ガス法に定められたガス容器、器具の点検と調査などを行う業務）の労働者が地域労組に加入して、賃上げ、未払い残業手当の支払いなどを要求して団体交渉などを重ねてきていました。

ところが今年10月21日、社長が全従業員を集め各個人に「解雇予告通知書」を渡し、11月20日解雇と通知しました。その理由は「長年にわたる経営不振により、11月をもって会社を解散するため」でした。

その場で組合員らは、説明と関係企業等への就職のあっせんを求めましたが、社長はそれを拒否しました。

整理解雇の4要件満たさない不当な解雇

組合は「会社の解散を撤回し雇用を守ること」として①解散の撤回、②労働者の雇用を確保すること等を要求し団体交渉を申し入れました。団体交渉で、会社は保安点検の受託件数が減少し8月度で約70万円の赤字となっていると説明しました。

組合は6月の株主総会で「経営危機を乗り切るために『点検手数料』の値上げ実施を決定」した後の経緯、「その3か月後に突然の解散となった」ことの説明を求めました。

またこれは整理解雇であり、その4要件を満たすことが求められる、要件である、会社の経営状況の詳細が示されていないこと、解雇回避の努力義務として「就職のあっせん、希望退職の募集」などが無いこと、組合への十分な説明がないと指摘して解雇撤回を求めました。

「今回の会社解散は整理解雇ではない」と強行

その後の団交でも会社は「今回の会社解散は整理解雇ではない」、「解雇4要件には該当しない」と解雇を強行しました。

これは組合員が残業手当の支払い請求裁判を起こして会社の支払い義務が認められようとした時期と前後しています。

会社は岡山県LPガス協会が会員の要望に応じて設立し、会社社長の報酬全額を協会が負担し派遣・運営し、会社社員の多数が協会の役員であり、これは会社法の「親会社」となるとして団交を申し入れましたが、協会はこれを拒否。不当労働行為として、県労委に救済を申し立てました。ご支援をよろしくお願いします。



岡山積載運輸の未払い残業代支払実現 - 労働審判

岡山市にある積載運輸の未払い残業代要求を団体交渉を拒否したため、今年7月支払いを求め岡山地裁に労働審判手続きを申立てました。

残業代未支払いにも拘らず、賃金明細書上は労基法上算出される残業代を上回る多額の残業代を支払っているようしていました。

労働審判では、組合員らの主張が認められ

て、請求額通りではありませんでしたが、会社がかかりを支払うことで調停が成立しました。

